

議案第62号

北上市消防団条例の一部を改正する条例

北上市消防団条例（平成3年北上市条例第165号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定員)</p> <p>第3条 北上市消防団員（以下「団員」という。）の定員は、<u>1,136人</u>とする。</p> <p><u>(任用)</u></p> <p>第4条 団員に欠員を生じた場合においては、<u>任命権者は、採用、昇任、降任のいずれかの方法により団員を任命する。</u></p> <p>(給与)</p> <p>第14条 団員には、次の区分により報酬を支給する。</p> <p>(1) [略]</p>	<p>(定員)</p> <p>第3条 北上市消防団員（以下「団員」という。）の定員は、<u>1,106人</u>とする。</p> <p><u>(団員の区分)</u></p> <p>第3条の2 団員の区分は、<u>基本消防団員及び機能別消防団員とする。</u></p> <p><u>2 基本消防団員は、機能別消防団員以外の団員とする。</u></p> <p><u>3 機能別消防団員は、基本消防団員を補助するものとして市長が定める特定の職務に従事する団員とする。</u></p> <p><u>(任用)</u></p> <p>第4条 消防団長（以下「団長」という。）は市長が、<u>その他の団員は団長が団員として適格と認める者から、それぞれ任命する。</u></p> <p><u>2 団員に欠員を生じた場合においては、任命権者は、採用、昇任、降任のいずれかの方法により団員を任命する。</u></p> <p>(給与)</p> <p>第14条 団員には、次の区分により報酬を支給する。</p> <p>(1) [略]</p>

(2) 業務別報酬

(3) [略]

2 [略]

(退職報償)

第16条 [略]

別表（第14条関係）

区分			支給金額
年報酬	[略]		
	部長		<u>72,000</u>
	班長		<u>45,000</u>
	団員		<u>36,500</u>
<u>業務別報酬</u>	出動（1回）	4時間以内	<u>2,500</u>
		4時間を超え7時間 まで	<u>5,000</u>
		7時間を超えたとき	<u>8,000</u>
	[略]		
警戒（1回）	[略]		

(2) 職務別報酬

(3) [略]

2 [略]

(退職報償)

第16条 [略]

（補則）

第17条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

別表（第14条関係）

区分			支給金額
年報酬	[略]		
	部長	基本消防団員	<u>72,000</u>
		機能別消防団員	<u>36,000</u>
	班長	基本消防団員	<u>45,000</u>
		機能別消防団員	<u>22,000</u>
	団員	基本消防団員	<u>36,500</u>
機能別消防団員		<u>18,000</u>	
<u>職務別報酬</u>	出動（1回）	4時間以内	<u>4,000</u>
		4時間を超えたとき	<u>8,000</u>
	[略]		
警戒（1回）	[略]		
その他（1回）	<u>4時間以内</u>	<u>2,500</u>	

				4時間を超えたとき	5,000
[略]		[略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和5年11月30日提出

北上市長 八重樫 浩 文

提案理由

消防団に特定の職務に従事する機能別消防団員を置くこととするほか、団員の定員及び報酬を改めようとするものである。